

令和3年度原子力規制委員会臨時会議  
第48回会議議事要旨

令和3年11月24日（水）

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会臨時会議 第48回会議

令和3年11月24日

16:00～17:05

原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題1：日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書のうち特定重大事故等対処施設の設置に係る事項に関する審査書（案）

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、市村原子力規制部長、小野長官官房審議官、黒川総務課長、田口安全規制管理官（実用炉審査担当）、岩澤企画調査官、岩田安全管理調査官 他

- 冒頭、更田委員長から、本日の会議の審議内容が、特定重大事故等対処施設に関する事項であって、情報公開法に定める不開示情報を取り扱うものであること、並びに会議資料が当該不開示情報に該当するものを含むことから、原子力規制委員会議事運営要領第7条及び第8条の規定に基づき、
- ・本日の会議を非公開で開催すること
  - ・本日の資料のうち公開可能なものは原子力規制委員会のホームページで公開し、その余は非公開とすること
- について諮り、出席した全委員がこれに賛成し、原子力規制委員会として、上記のとおり決定した。
- 議題1について、原子力規制庁より、資料に基づき令和元年9月24日に提出のあった日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書のうち特定重大事故等対処施設の設置に係る審査書案について、説明を行った。
- 原子力規制庁の説明に対し、原子力規制委員会は、東海第二発電所のフィルタベント装置1系統と循環冷却設備（空気冷却）を併設するとの設備構成は、規制要求に適合する設備構成例であるフィルタベント装置2系統の設置と比較しても適切な設計であると認められるとした。
- 原子力規制委員会は、審議を行った結果、本件審査書案を本案のとおりとりまとめることとした。
- また、原子力規制庁より、今後の予定として、平和利用等に係る要件及び本申請のうち所内常設直流電源設備（3系統目）の設置等に関する審査書案について公開の原子力規制委員会に諮り、その結果を踏まえて、原子炉等規制法に基づく原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取等について諮る方針であることを説明した。

文責：原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門